警察常任委員会資料
令和８年11月２日

県民の理解と協力の確保について



警　察　本　部



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

目　　次

はじめに
第１　県民の声を『聴く』活動の推進
１　警察署協議会の運営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
(1)　設置の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
(2)　委員の委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
(3)　会議の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
(4)　警察の業務について理解を求める活動・・・・・・・・・・・・・・・・　７
(5)　代表者会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
２　広聴活動の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
(1)　広聴活動の基本的心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
(2)　相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
(3)　広聴の受理と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
(4)　窓口環境等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３　苦情申出制度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
(1)　苦情の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
(2)　苦情の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
４　感謝事例・改善事例の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
第２　県民に『知らせる』活動の推進
１　報道機関を通じた広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
２　テレビによる広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
３　ラジオによる広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
４　インターネット等による広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
(1)　ホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
(2)　アプリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
(3)　ＳＮＳ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
５　庁舎見学による広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
６　ポスターや広報紙による広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
７　警察音楽隊による広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
８　情報公開・個人情報の開示請求等への対応・・・・・・・・・・・・・・・　15
(1)　情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
(2)　個人情報の開示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

第３　被害者等を『支える』活動の推進
１　犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動の推進・・・・・・・・ 16
(1)　被害者支援のための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(2)　被害者支援のための基本的活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(3)　被害者相談の受理、カウンセリング等の推進・・・・・・・・・・ 17
(4)　犯罪被害者等に対する経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(5)　関係機関・団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(6)　広報啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(7)　支援担当者に対する研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２　県民の協力確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(1)　県民に対する感謝状等の贈呈・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(2)　警察官の職務に協力援助した者等の災害に対する補償・・・・・ 19

はじめに

県民の安全と安心を確保する警察活動を行うためには、県民の理解と協力が不可欠である。

県民の声を聴き、これを的確に把握して警察運営に反映させ、警察活動への県民の理解を得るとともに、県民との信頼関係を築き、協力体制を確立するため、県警察では

○　警察署協議会の意見や相談・苦情の受理等の県民の声を『聴く』活動
○　広報活動や情報公開等を通じて県民に『知らせる』活動
○　被害者等を『支える』活動

を重点に県民の視点に立った各種警察活動の推進に努めている。

第１　県民の声を『聴く』活動の推進

１　警察署協議会の運営状況

(1)　設置の趣旨

警察署協議会は、警察署長の諮問機関として県下全警察署に設置され、警察署の業務運営に関して、

○　住民等の意見を聴く
○　住民等に説明し理解と協力を求める

場として活用されている。



【川西警察署協議会の開催状況】

(2)　委員の委嘱

地域における安全に関する問題について、幅広く住民の意見、要望を把握するため、所属団体や年齢層などに配意するとともに、女性委員の委嘱にも努めている。

【委員の職業等】　（令和８年８月末現在）

	事業者	教　育	自治会	医療福祉	自治体	保護司	学生	その他	合計
人数 (%)	86 (27.1)	62 (19.6)	46 (14.5)	40 (12.6)	31 (9.8)	13 (4.1)	7 (2.2)	32 (10.1)	317

【委員の年齢構成等】　（令和８年８月末現在）

		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
人数 (%)		0 (0.0)	11 (3.5)	13 (4.1)	28 (8.8)	108 (34.1)	88 (27.8)	60 (18.9)	9 (2.8)	317
	男性	0	3	7	18	65	56	32	6	187
	女性	0	8	6	10	43	32	28	3	130

(3)　会議の内容

各警察署において、年間３回又は４回会議を開催し、警察署長からの諮問に応じるとともに、警察運営について警察署長に対して意見を述べるなど、安全・安心なまちづくりに向けた協議が行われている。

【諮問の内訳（部門別）】

区分＼年		Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
総数		91	124	166	171	166	115	114	－１
	総警務	13	10	20	26	25	21	18	－３
	刑事	3	2	6	7	13	7	7	0
	生活安全	32	40	45	38	43	29	24	－５
	地域	6	19	21	27	24	18	11	－７
	交通	26	32	42	39	31	20	35	15
	警備	11	21	32	34	30	20	19	－１

【警察署協議会からの答申等を反映した施策の事例】

事　例　水難事故防止対策（相生署）

水難事故防止対策について、「子供だけではなく保護者に対しても水の危険性を認識させてはどうか。」との答申を受けた。駐在所勤務員が、絵画の技術に長けた家族と一緒に、アニメのカードゲームからヒントを得たおばけのイラストが入った注意喚起カードを作成し、管内の保育所・幼稚園に配付することで子供と保護者へ注意を呼び掛けた。



【署員が作成した啓発用カード】

事　例　関係機関と連携した広報啓発活動（甲子園署）

自転車のヘルメット着用率を向上させる施策について、「中高生はホームページをあまり見ないので、ＳＮＳやＹｏｕＴｕｂｅでの啓発を強化してはどうか。」との答申を受けた。阪神甲子園球場関係者である協議会委員の協力を受け、約20万人のフォロワーをもつ同球場の「公式Ｘ」に警察本部が作成した自転車ヘルメット着用に関する広報啓発動画や自転車に対する交通反則通告制度の導入のチラシを掲載した。



【阪神甲子園球場公式Ｘ】

(4)　警察の業務について理解を求める活動

警察業務に対する理解を求めるため、警察署協議会の場を活用した警察施設の見学や警察活動の実演等を行っている。

【主な事例】

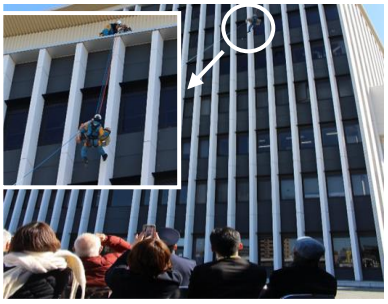

【雑踏警備現場の視察】



【警察船舶での海上視察】


【自転車シミュレーター体験】


【二輪車訓練の視察】


【災害救助訓練の見学】


【災害救助工具等の説明】


【警察学校の視察】


【駐在所の視察】


【鑑識技術の紹介】

(5)　代表者会議の開催

警察本部において警察署協議会代表者による全体会議を開催し、県警察の業務や取組について紹介するとともに、代表者相互の意見交換を行い、各協議会の取組や活動事例の共有を図るなど警察署協議会の更なる充実に努めている。



２　広聴活動の推進状況

警察に対する県民からの相談や苦情については､県民の声を真摯に受け止め、適切かつ組織的な対応を図るとともに、警察運営に反映させるなど、県民の理解と協力を得る活動（以下「広聴活動」という。）を推進している。

(1)　広聴活動の基本的心構え

広聴活動の実施に当たっては、管轄や相談などの内容を問わず、常に関係者の立場に立った誠意ある応接に努めている。

(2)　相談窓口

ア　県民相談センター

総合相談窓口として県民広報課に「県民相談センター」を設置し、「警察相談専用電話（＃9110）」や面談などにより、県民が警察に対してためらうこと無く相談などが行えるよう環境を整備している。



【警察相談専用電話の受理状況】

イ　専門相談窓口

専門的知識を必要とする性犯罪、暴力団犯罪、ストーカー・ＤＶ事案などに関する相談の受理や各種支援制度の案内のほか、広く県民からの情報提供を受けるため、警察本部に各種専門相談窓口を設置している。

【専門相談電話】

名　　称	電　話　番　号	24時間受付	主　管　課
被害者こころの電話	０１２０－３３８－２７４		警　務　課
性犯罪被害１１０番	＃8103(ハートさん) 又は0120-57-8103	○	捜査第一課
暴力110番ヤクザゼロ	０１２０－２０－８９３０	○	暴力団対策課
企業ホットライン	０７８－３４１－５３５１		
暴力団離脱相談電話	０７８－３６１－８７０４		
拳銃110番報奨制度	０１２０－１０－３７７４	○	薬物銃器対策課
覚醒剤１１０番	０７８－３６１－０１１０	○	
ストーカー・ＤＶ相談電話	０７８－３７１－７８３０	○	人身安全対策課
アニマルポリス・ホットライン	０７８－３７１－８９７４		生活経済課
少年相談室(ヤングトーク)	０１２０－７８６－１０９		少　年　課
痴漢等被害相談所	０７８－３８２－０５３０	○	鉄道警察隊
安全運転相談ダイヤル	＃8080（ハレバレ）		運転免許課

ウ　相談窓口の周知

警察相談専用電話（＃9110）や専門相談窓口については、兵庫県警察ホームページや各種キャンペーンのほか、広報紙などにより周知を図っている。

(3)　広聴の受理と管理

令和８年８月末における広聴の受理件数は約７万3,000件であり、これら全ての広聴は「警察総合相談管理システム」を活用して、所属間での情報の共有化を図るとともに、迅速かつ組織的な対応に努めている。

【県下における広聴の受理件数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
警察相談	97,668	101,240	103,591	108,171	111,709	74,030	73,285	-745
苦情	826	743	693	595	540	317	461	144
合計	98,494	101,983	104,284	108,766	112,249	74,347	73,746	-601
（県民相談センターでの受理分）	(4,307)	(4,878)	(4,181)	(4,024)	(4,066)	(2,617)	(2,071)	(-546)

(4)　窓口環境等の整備

ユニバーサル社会づくりの推進のため、ローカウンターの設置など警察施設のバリアフリー化や外国語・点字による案内表示などの整備を進めているほか、警察署の窓口に「総合案内」と記した机上札を設置し、来庁者が安心して相談などができる環境を作り、利便性の向上に努めている。



【警察署窓口（たつの警察署）】



【机上札】

３　苦情申出制度の状況

苦情申出制度は、第一線における職務執行の問題点を把握し、適切な措置を講じ、もって国民の意見を警察活動に反映させるために設けられたもので、その適正な運用に努めている。

(1)　苦情の受理

県民などからの苦情に適切に対応するため、公安委員会又は警察宛ての文書による苦情のほか、文書によらない苦情についてもそれぞれ苦情受理票を作成し、公安委員会、警察本部長に報告している。

【苦情の受理件数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
公安委員会	101	99	132	145	122	68	143	+75
警察	725	644	561	450	418	249	318	+69
合計	826	743	693	595	540	317	461	+144

(2) 苦情の処理

公安委員会宛ての苦情については、公安委員会の指示を受けて事実関係の調査を行い、同委員会の審議を経て、苦情申出者に処理結果を通知している。

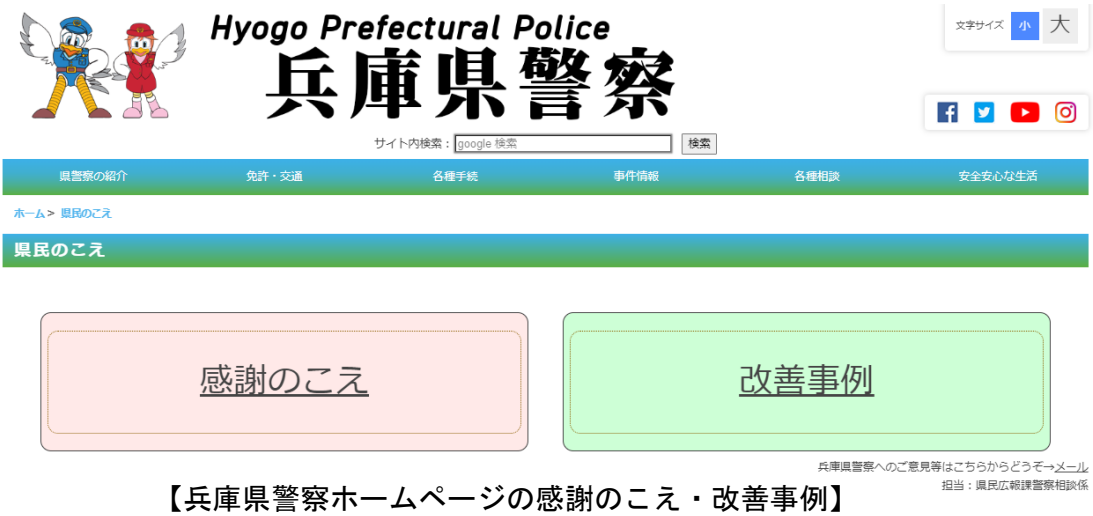
警察宛ての苦情については、事実関係の調査を行い、処理結果を苦情申出者に通知するとともに、公安委員会に報告している。

また、業務改善を要するものについては、組織的な検討を行い、当該業務の改善を図るほか、職員に対して必要な指導教養を行っている。

4 感謝事例・改善事例の状況

県警察には、警察職員の職務執行に対する多数の謝意が寄せられており、これら県民の声を「感謝のこえ」として兵庫県警察ホームページに掲載している。

また、県民の要望を受けて業務改善を行った事例を「改善事例」として掲載し、警察活動に対する県民の理解と協力の確保を図っている。



【兵庫県警察ホームページの感謝のこえ・改善事例】

【謝意の受理件数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
謝意	2,017	2,026	2,195	2,468	1,920	1,259	657	−602

第２　県民に『知らせる』活動の推進

警察活動の実態を広く、正しく県民に伝え、警察に対する関心と理解を深めて、積極的な支持と協力を得る活動として、治安情勢やそれに対する警察の取組について、新聞やテレビなどの報道機関に発表し資料提供などを行っているほか、ラジオ、ホームページ、ＳＮＳ等のインターネット、広報紙などの様々な広報媒体を活用した情報発信を積極的に推進している。

１　報道機関を通じた広報

報道機関に対して、事件や事故の情報を迅速に発信しているほか、各種施策の実施状況などについても、効果的かつタイムリーな発表や資料提供に努めている。

【広報件数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
合計	6,334	6,444	6,752	6,912	6,841	4,567	3,657	−910
事件・事故	5,465	5,333	5,552	5,672	5,727	3,882	2,988	−894
施策	869	1,111	1,200	1,240	1,114	685	669	−16

２　テレビによる広報

テレビ広報番組「こんにちは県警です」を毎月第１土曜日にサンテレビジョンで放送し、各種警察活動や県民に身近な情報をわかりやすく発信している。

また、県下14警察署では、地元ケーブルテレビ局を活用し、地域住民に対して、防犯や交通事故防止などの身近な情報を発信している。



【テレビ広報番組「こんにちは県警です」】

放送月	放送内容
令和８年11月	「知らなかった！警察学校」
	加東警察署の活動紹介
令和８年12月	「追跡！高速隊の活動」
	福崎警察署の活動紹介

3　ラジオによる広報

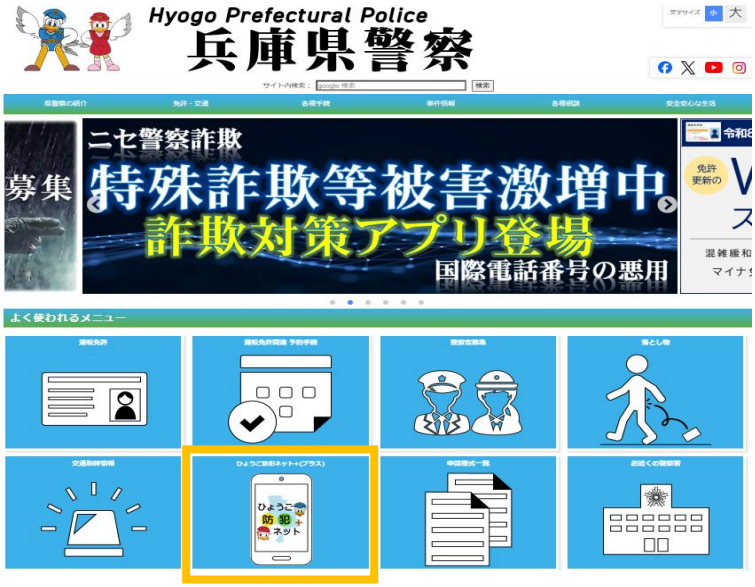
毎週月曜日、ラジオ関西の情報番組内に設けられた「パトロールニュース」と題したコーナーで、警察官とアナウンサーが防犯や交通事故防止のポイントなど、県民の安全安心に繋がる情報を発信している。

また、県下15警察署では、地元ＦＭ局を活用し、地域住民に対して、防犯や交通事故防止などの身近な情報を発信している。

4　インターネット等による広報

(1)　ホームページ

県民のニーズに対応した情報提供を行うため、兵庫県警察ホームページを開設して、県民からの問合せが多い防犯や交通事故防止に関する情報、各種手続、特殊詐欺に関する広報啓発情報を掲載しているほか、県民からの意見・要望などの受付も行っている。



【兵庫県警察ホームページ】

(2)　アプリ

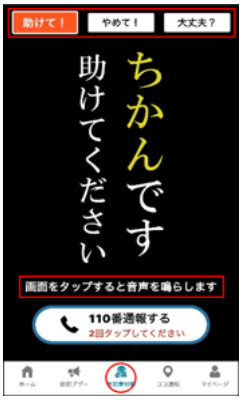
令和７年２月26日から、兵庫県警察安全安心アプリ「ひょうご防犯ネット＋（プラス）」の運用を開始。より多くの県民に対して、必要な情報が提供できるよう、アプリ利用者の拡大を図る。



【トップ画面】



【防犯ブザー機能】



【性犯罪対策機能】



【防犯パトロール機能】

ダウンロード用
二次元コード

(3)　ＳＮＳ等

より幅広い世代への情報提供を目的として、「エックス」、「ユーチューブ」、「フェイスブック」、「インスタグラム」を活用し、各種キャンペーンや重要事件に関する情報、事故防止に関する情報、県警のＰＲ動画など、速報性や拡散性といった特性を生かした情報発信に努めている。

エックス



ユーチューブ



フェイスブック



インスタグラム



５　庁舎見学による広報

警察活動について、より一層の理解を得るため、警察本部の庁舎見学を受け入れており、通信指令室、交通管制センターなどを案内している。

また、警察署においても庁舎見学を受け入れ、各種活動を紹介している。



【警察本部の庁舎見学の状況】

【庁舎見学の人数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年８月末	Ｒ８年８月末	増減
警察本部	2,362	7,289	4,927	6,072	4,919	1,757	2,868	+1,111
警察署	3,065	3,516	8,109	7,016	6,695	2,420	1,985	−435
合計	5,427	10,805	13,036	13,088	11,614	4,177	4,853	+676

６　ポスターや広報紙による広報

各種施策や取組を強化する活動に関して、兵庫県にゆかりのある著名人の起用や、映画会社などとタイアップして話題性のあるポスターを制作するなど、より効果的な広報に取り組んでいる。

また、各種広報紙を作成し、キャンペーン、会合などにおいて配布しているほか、自治体広報紙への掲載も行っている。



【著名人を起用したポスター】



【タイアップポスター】

7　警察音楽隊による広報



警察音楽隊は、県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、防犯キャンペーンや交通安全運動などにおいて、演奏活動を通じた広報を実施しているほか、金曜コンサート、定期演奏会などの自主演奏会を開催し、県民と警察との融和を図っている。

【派遣演奏の状況】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年７月末	Ｒ８年８月末	増減
派遣回数	16	75	130	148	158	82	81	－1

8　情報公開・個人情報の開示請求等への対応

(1)　情報公開

県民の利便性向上に資するとともに、県民への説明責任を果たして警察行政の透明性を確保することを目的に、県民広報課に「県民情報センター」を設置し、情報公開条例に基づき、公文書の公開などを実施している。

また、令和元年10月からは、県警ホームページ内に専用のフォームを設置し、電子申請での請求も受け付けている。

【公開請求の人数及び件数】

区分＼年	Ｒ３年		Ｒ４年		Ｒ５年		Ｒ６年		Ｒ７年		Ｒ７年８月末		Ｒ８年８月末		増減	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
警察本部長	122	315	138	345	142	324	165	499	232	603	145	373	260	445	+115	+72

(2)　個人情報の開示等

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を保護することを目的に、「県民情報センター」において、警察が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などを実施している。

【開示請求の人数及び件数】

区分＼年	Ｒ３年		Ｒ４年		Ｒ５年		Ｒ６年		Ｒ７年		Ｒ７年８月末		Ｒ８年８月末		増減	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
警察本部長	298	728	282	630	263	486	380	724	414	707	250	458	329	636	+79	+178

第３　被害者等を『支える』活動の推進

１　犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動の推進

(1)　被害者支援のための体制

ア　県下における体制

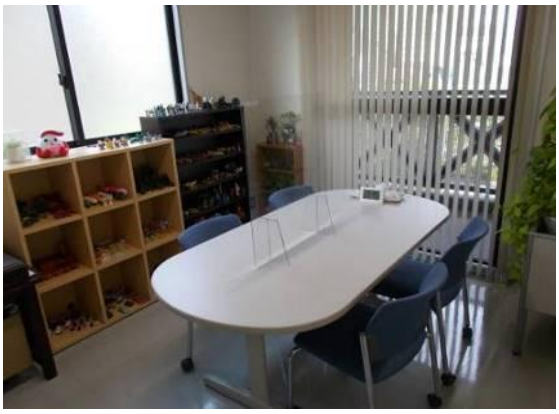
被害者支援担当者を県下46警察署及び高速道路交通警察隊に約1,570名（うち女性約420名）配置している。

また、死傷者多数に及ぶ事件が発生し、警察署の支援担当者のみでは適切な被害者支援を行うことが困難な場合、当該警察署に派遣される本部支援担当者を本部48所属に約120名配置している。

イ　被害者支援室の設置

犯罪被害者等に対する警察活動を組織的かつ適切に推進するため、警務部警務課に被害者支援室（通称：サポートセンター）を設置している。

同支援室は、犯罪被害者等からの各種相談を受理しているほか、臨床心理士等の資格を有する職員によるカウンセリングを行っており、犯罪被害者等が訪問しやすいよう警察本部庁舎外に設置するとともに、安心感を与えやすい環境の整備に努めている。



【カウンセリングルーム】

(2)　被害者支援のための基本的活動

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故等の被害者及びその遺族に対するきめ細かな支援を行うため、「被害者支援実施要領」に基づき、以下の３つを柱とする総合的な被害者支援活動を推進している。

○　早期支援活動

あらかじめ指定された被害者支援担当者等が、病院での診察や事情聴取時の付添い等、犯罪発生直後から犯罪被害者等をサポートする

○　被害者連絡活動

事件を担当する警察官が、捜査状況や犯人逮捕その他の犯罪被害者等が必要とする情報を適時適切に提供する

○　被害者訪問連絡活動

住居地を管轄する交番等の警察官が、犯罪被害者等の住居地を訪問して再被害に対する不安の解消を図る

(3)　被害者相談の受理、カウンセリング等の推進

各種専門窓口において、犯罪被害者等からの相談を受理しているほか、性犯罪被害者については、より相談しやすいよう、原則24時間女性警察官が対応する性犯罪被害相談電話全国共通番号『＃8103（ハートさん）』を運用して、相談時の負担軽減を図っている。

また、殺人、傷害、性犯罪を始めとする身体的な犯罪や、死亡事故を始めとする一定の交通事故の被害者等に対して、刑事手続の流れや犯罪被害給付制度の概要、相談窓口などの情報を盛り込んだ「被害者の手引」を交付するとともに、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリングを行うほか、相談窓口や各種支援制度を教示するなど、きめ細かな支援を推進している。



【#8103（ハートさん）ポスター】



【被害者の手引】

(4)　犯罪被害者等に対する経済的支援

ア　犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為による不慮の死や、重傷病などの重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して国から給付される犯罪被害者等給付金について、県公安委員会における迅速な裁定に努め、被害者又はその遺族の経済的支援を行っている。

イ　本県警察における支援制度

犯罪被害者等に対する支援制度として、

- ○　身体犯被害者に対する診断書料や初診料等
- ○　性犯罪被害者に対する診察・検査料等
- ○　司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送費用
- ○　司法解剖に伴う死体検案書料
- ○　一時避難場所の施設の使用に係る費用
- ○　ハウスクリーニングに係る費用
- ○　精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用
- ○　代替の制服等の購入に係る費用

を補助し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めている。

(5)　関係機関・団体等との連携

ア　被害者支援連絡協議会

(ｱ)　兵庫県被害者支援連絡協議会

県や市のほか、医師会や弁護士会等被害者支援に係る関係機関・団体が相互に協力し緊密な連携を図るため、ネットワークを構築し、それぞれの専門分野についての情報交換や被害者支援に関する広報啓発活動等を行っている。



【兵庫県被害者支援連絡協議会】

(ｲ)　地域単位被害者支援連絡協議会

犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進し、防犯協会等の地域の関係団体や教育委員会等の関係機関、民間被害者支援団体等が緊密な連携を図るため、犯罪被害者遺族による講演を始め、具体的事例を想定した実践的なシミュレーションをしている。

また、参画機関・団体が具体的に、どのような支援が可能かなどについて協議することで、参画機関・団体の対処能力の向上に努めている。

イ　犯罪被害者等早期援助団体との連携

犯罪被害者等早期援助団体に指定されている「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」に対して、相談・直接支援・研修事業を委託するとともに、同センターと連携して、被害発生後の早い段階から犯罪被害者等の要望に応じたきめ細かな被害者支援に努めている。

ウ　自治体との連携

県と連携し、兵庫県犯罪被害者等支援計画に基づき、県民の理解の促進に向けた被害者支援キャンペーンを始めとする広報啓発や県を主体とする支援調整会議における意見交換、情報共有といった取組を行っている。

また、各自治体が制定する被害者支援条例に基づき、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な被害者支援が行われるよう、各自治体と連携し、犯罪被害者等への支援を行うとともに、職員研修等による支援意識の醸成に努めている。

(6)　広報啓発活動の推進

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図るため、中学生、高校生等を対象とした被害者遺族等の講演による「命の大切さを学ぶ授業」を開催しているほか、犯罪被害者月間等における街頭キャンペーンや、県警ホームページ、ＳＮＳの活用等、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動の推進に努めている。



【命の大切さを学ぶ授業】

(7)　支援担当者に対する研修

適切な被害者支援を行うため、警察学校等において、支援に当たる警察職員に対し、

○　犯罪被害者等の心情を理解するための被害者遺族による講演

○　代理受傷対策の必要性を認識させるための臨床心理士等による講義

○　被害者支援に必要な知識を習得させるための医師、検察官等による講義

等を実施し、被害者支援に関する知識の習得と技能の向上に努めている。



【遺族支援要領（実演）】

2　県民の協力確保に向けた取組

(1)　県民に対する感謝状等の贈呈

警察に協力し、又は警察業務の運営に寄与するなどの功労があった個人又は団体に対し、事案の軽重、協力の程度等を考慮して感謝状等を贈呈している。

【感謝状等の贈呈件数】

区分＼年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ７年 ８月末	Ｒ８年 ８月末	増減
警察協力章	1	1	2	1	1	1	1	0
本部長感謝状	24	55	43	32	48	47	37	−10
部長感謝状	79	82	81	91	122	117	108	−9
署長感謝状	772	807	1,059	1,118	1,002	742	594	−148

(2)　警察官の職務に協力援助した者等の災害に対する補償

職務執行中の警察官がその職務遂行上の必要により援助を求めた場合等に、職務によらないで協力援助をした者が災害を受けたときなどには、療養給付、障害給付、遺族給付等を行っている。